

【特集：加藤弘之『中国経済学入門』との対話】  
【寄稿】

## 形容詞形から名詞形へ 曖昧な移項？

菱田 雅晴

### はじめに

加藤弘之・神戸大学経済学研究科教授は、偉大な領空侵犯者であった。この“領空侵犯”なる謂に貶義は毫もない。寧ろ、“越境”という軽やかな語こそ彼には似つかわしい。経済学の正統かつ伝統的な思考範疇を遙かに超出し、歴史、政治社会、文化の領域を涉猟、考究の翼を大きく拡げた偉大な越境には、軽い羨望すら禁じ得ない。経済分野のみならず、中国の政治社会に関心を寄せるものにとっても、彼の越境から受けた刺戟は限りなく大きい。Chen/Weingast の地方経済論あたりが契機となり、柏祐賢、村松祐次へと思索の広袤を拡げ、経済学分野における空間経済学等の新たな模索に挑むと共に彼の越境作業の成果が遺憾なく発揮されているのが、自ら「最高傑作」とする『中国経済学～「曖昧な制度」はいかに機能しているか』（2016）（以下「本書」）である。思わしくない体調の中、絞り出すように練られた筆致には鬼気迫るものすら感じられる。

その彼が、61歳の誕生日を直前にして、遂に旅立ってしまったことは、1980年代初北京大学勺園樓3号樓で共に留学生生活を過ごし、爾來戦友として中国世界の探索に共に格闘してきたものにとってまさに哀切の極みである。のみならず、中国研究界全体にとっても大きな喪失感は否めない。本稿は、そうした痛切な思いを胸に、11月4日、中国経済経営学会、アジア政経学会、日本現代中国学会3学会共催により、開催された加藤弘之追悼セッションにおける口頭報告を

採録したものである。

前著『「曖昧な制度」としての中国型資本主義』（2013 NTT 出版）含め、この遺作に込められた加藤中国学の最大の精髓は、贅言を要するまでもなく《曖昧な制度》なる概念の提起にあり、最大の学的貢献とは、“曖昧な”という形容詞形を概念化することで名詞形化したことに見出される。本稿では、この《曖昧な制度》なる概念そのものおよびその適用をめぐる、いくつかの論点を掲げることで35年来の畏友、加藤弘之氏への追悼詞に代えたい。

### 1. “曖昧な制度” 概念の曖昧性 概念装置としての“曖昧な制度”

対象がなんであれ、われわれの行う討究作業の長い道程にあって、探求に値する事象を見出し、それを遡上に載せた分析（analyze）を試みんとするのがそもそものスタートではあるが、先ずはその事象を如何に描写・形容（describe）するか、その形容詞 adjective の発見が課題となる。だが、それ以上に重要な作業とは、その形容詞を如何に名詞化し、その概念化を行い、それを提示するかにある。私事に亘り、恐縮ではあるが、筆者自身もかつて集団研究の成果として現代中国の国家社会関係を《奇妙な、胡散臭い関係》と形容して、両者間の「共棲関係」を研究チームメンバーのさまざまな視座から複眼的に描出しようと努めたことがある（菱田編『社会：国家との“共棲”』（東京大学出版会 2000）が、それに比して、本書は、この二つの

重要作業をひとり加藤自身が独自にとり行ったものであり、加藤の大きな業績はまずこの一点にも確認される。

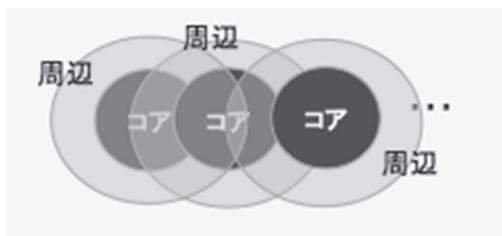
本書では、「曖昧さが高い経済効果をもたらすように設計された中国独自の制度」(p.12 傍点引用者)として、中国の制度を概観した上で、「曖昧な制度」を概念化している。

繰り返し強調されているのは、“曖昧な制度”が中国独自の制度的特質にして、「中国社会のさまざまな領域で観察される普遍的な現象」(p.23)という点である。というのも、彼の基本的立場は、中国の独自性を相互依存の関係の中で「全体的」(holistic)に捉えることにあり、「一見すると相矛盾し、反発し合うように思われる諸要素が、“曖昧な制度”を媒介として、有機的に結びつき、全体としてうまく機能している」(p.5)と判断しているからである。

“曖昧な制度”とは、二つの部分から構成されていると強調されている。

第一に、その「曖昧さ」は、中心(コア)/周辺の二重構造からなる複数の制度の重複が作り出す曖昧さである。更に、それは、1) 周辺部分の重複が意味する「曖昧さ」、2) コア部分における重複が意味する「曖昧さ」の両者から構成されるものとされ、図1のように示される。

図1



第二に、彼は「暗黙の契約」(implicit contracts)がもたらすものとしての“曖昧な制度”に注目を寄せる。すなわち、国家(正規領域)/「ある種の中間的領域」/社会(非正規領域)の3領域を措定し、「国家と社会の間にある種の乖離が存在し、両者を大小さまざまな“曖昧

な制度”が見つないでいる」(p.28)とされる。

従って、彼は、ここから、冒頭示された“曖昧な制度”の定義を更に一步進め、「高い不確実性に対処するため、リスクの分散化をはかりつつ、個人の活動の自由度を最大限に高め、その利得を最大化するように設計された中国独自のルール、予想、規範、組織」(p.30 傍点引用者)と定式化している。

だが、ここから、“曖昧な制度”という概念装置そのものに関し、いくつかの疑問が浮上する。

第一に、当然ながら、“曖昧な制度”の形成主体あるいはその形成過程が問われよう。すなわち、“曖昧な制度”はどのように形成されたのか? 「設計された」という限りにおいては、主体、すなわち、誰かが、何らかの意図に基づき、“曖昧な制度”を設計し、その設計図に基づき、「高い不確実性に対処」すべく、政策的に、合目的にそれを形成したものなのだろうか? それとも、中国の歴史的な道程の中でいわば意図せざる結果として、自然発生的に形成されたものなのか?

本書第2章は、こうした当然の問いに対して、加藤が回答を示そうとしたものであるが、ここでは、1) 歴史的伝統、2) 風土、3) 「建国当初30年間に試みられた集権的な社会主義」の実験の3要素が指摘されている。瞥見する限り、“曖昧な制度”形成のプロセスとしては、何らかの主体による合目的且つ意図的な形成は否定されているやに読み取れる。

だが、有意形成は否定されても、その自然的な形成メカニズムは必ずしも明らかではない。歴史的伝統、風土というのであれば、“曖昧な制度”は今日以前の遙か昔から、仮令如何に原初的なプロトタイプであれ、存在していることとなる。果たして、それはその当時から現在と同様の機能として、「曖昧さに基づく高い経済効果」をもたらしてきたのであろうか。また、建国当初の30年間の社会主義の実験に注目する限り、それ以前、加藤が大きな注目を寄せる1949年解放前の「包」システムと、茲にいう

“曖昧な制度”との異同はどこに発見されるのか。また、建国後30年を経て開始された改革開放の市場メカニズムの導入は、大胆な制度変革の試みであり、直近の30年間の改革実験の中国プロセスは、果たして、この“曖昧な制度”の形成にどのようなインパクトを与えたのであろうか？これら3要素が“曖昧な制度”の形成に対し、それぞれ影響したであろうことは理解できるものの、個別的な要因の存在の指摘のみでは、“曖昧な制度”そのものの形成プロセス／メカニズムの全体像は説明しきれない。“曖昧な制度”自体がこれら3要素の影響の下、時と共に「進化」するものであるとすれば、その変化のプロセスに関心が集中することになる。

この点から、第二の疑問が浮上する。すなわち、加藤は「制度の形成と精緻化」に繰り返し言及しているが、そもそもの基本概念としての（制度一般における）コア／周辺の相互関係が不分明との感は何としても拭えない。「コア」とは「制度の認知・定着」であり、「周辺」とは「制度の進化過程における一時的な過渡的領域」（p.24）とされているが、制度の“進化”とは何を指すのであろうか？「一時的な過渡的」段階を完了し、認知・定着に至るとは如何なる事態であろうか。周辺が生成・発展することでコアに転化し、周辺は消滅するとも含意されているが、上記の“曖昧な制度”の形成メカニズム／プロセスと全く同様に、周辺が生成・発展するメカニズム／プロセスに関心が寄せられることにならざるを得ない。かつての「歴史的伝統」の中にあつた「周辺」は、「建国当初30年間に試みられた集権的な社会主義」において、また更にはその後の“直近の30年間の改革実験の中国プロセス”の中で、どのように「コア」へと生成・発展したのであろうか。あるいは、その中にあつても不変の「周辺」とは如何なるものであるのか。

なお、ついでながら、付言するとすれば、“曖昧な制度”自体も制度の範疇に属する限り、いわば《メタ制度》としての“曖昧な制度”自身の「ルール、予想、規範、組織」も同様のコア

／周辺関係の二重円構造を有するのであろうか。

とまれ、この根底には、彼の重層的な制度観があるように思われる。加藤は、Williamson（2000）を援用して、図2のように、制度を4レベルに整理しているが、そこにあつては、制度がレベルⅠ（慣習・社会規範）からレベルⅣ（制度の運用）へと至る垂直的な重層構造をなすものとして把握されているやに見受けられる。

図2



もちろん、この重層図式における下位レベルを「コア」とし、上位レベルを「周辺」とすれば、先の二重円構造におけるコア／周辺関係と再把握することは可能である。なぜなら、二重円構造において中心部分から周辺に至る断面を切り出せば、その断面図は、この垂直的な重層構造図式を示すことになるからである（図3の黒色部分）。おそらくのところ、加藤は、慣習、社会規範に支えられて成立する大文字の制度を「コア」とし、その運用におけるルールを「周辺」とするところから、それら制度間の多重的な“重複”を示すため、この二重円構造という発想に辿り着いたのではあるまいか。

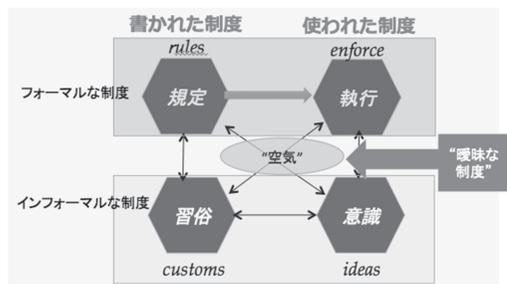
図3



“制度”の4項図式：「ならわし」・「きまり」・「まなざし」・「ならない」

敢えて、こうした加藤理解から示唆を得て、特に社会的規範等に注目するわれわれが制度の構造を構想するとすれば、以下の通りとなろう（図4）。

図4



「制度」とは、先ずそれを“紙に書かれた（drafted）”制度としての制度規定（rules）とそれが実際に運用されるものとしての制度執行（enforce）の2領域に分かつことが重要であろう。“紙に書かれた”制度としての文書規定を現実に適用する法執行官あるいは制度運用者の恣意、思惑、利害、解釈等が反映された結果が現実の制度執行である。市井のわれわれが「制度」として認識しているものは後者であり、“紙に書かれた”制度としてのオリジナルな規定、条文類に遡り、制度を理解しようとの努力は極めて稀有である。そもそも森羅万象の現実態に対し、規定条文を一言一句忠実に執行しようとしても、“紙に書かれた”制度としての制度規定があらゆる現実のすべての側面をすくい上げることは不可能事に属する。すべての現実に対応しようとする限り、その規定の抽象度を高めること以外に方策はあり得ず、高抽象度とはすなわち執行における解釈の多義性に直結するからである。この理解からすれば、制度の“曖昧さ”とは、“紙に書かれた”制度規定と実際に運用される制度執行との差分の大小に求められることとなる。すなわち、曖昧性とは、 $\text{曖昧} = |(\text{規定} - \text{執行}) / \text{規定}|$ なる図式として

理解することもできよう。

この系として申せば、オリジナルな条文、規定に遡及することのない一般庶民の立場からすれば、執行＝規定であり、この式にあつて曖昧性はゼロとなる。すなわち、“曖昧な制度”の中に生きていようとも、市井の民にとって制度の曖昧性を感知することはない。

他方、制度規定類としての制度が“紙に書かれた”「きまり」として成立するためには、その根底には、さまざまな社会的規範等の慣習、習俗、すなわち、「ならわし」並びに制度そのもののあり方をめぐる社会意識・「まなざし」があり、これらが規定としての制度の形成を左右する。同時に、「きまり」が「ならない」へと変ずる制度の執行プロセスに対しても同様に影響を及ぼす。かくして、これら習俗・規定・意識・執行の4項間の相互作用として“曖昧な制度”が成立することになるものと捉えることができる。

なお、加藤は「フォーマルな制度」と「インフォーマルな制度」という分類にも留意しているが、この4項図式に従うならば、それは規定「きまり」・執行「ならない」と習俗「ならわし」・意識「まなざし」の両グループとして対応させることができよう。

更に、付言するならば、上述した執行過程における法執行官あるいは制度運用者の恣意的な解釈等とは、いわば“空気を読む”作業とも立言できる。法執行官、制度運用者が「きまり」を如何に「ならない」として実行するか、それこそ「ならわし」、「まなざし」が醸成するその場の“空気”を感じ取り、それに順応しようとする結果に外ならない。

興味深い事態としては、仮令明確な「きまり」そのものが不在であったとしても、こうして感得された“空気”から、敢えてその“空気”に基づき、「ならない」としての制度運用が行われる可能性である。やや具体的に申せば、仮令北京中央からの明示的な指令、命令、通達等がない中にあつても、例えば、反日情緒が蔓延する政治的“大気候”の下にあつては、将来“媚

日」との政治的論難を浴びせられるリスクを回避すべく、また、「反日」に積極的との上級からの好評価を求めて、現場では敢えて対日強硬措置を採用するといった事態が容易に想像される。実際のところ、尖閣諸島「国家買い上げ」後、対立緊張が一気に高まった日中政治関係の下にあって、各地で日本関連の通関審査が突然全数検査に変更されるなど審査基準が厳格化され、はたまた日本関連の学术交流プロジェクトが一方的にキャンセルされるなどの「事件」が頻出したことは今なお記憶に新しい。現場担当者レベルにおける個人的な“空気”読み作業が、厳格たるべき制度空間に歪みと曖昧さをもたらした事例といえよう。

この意味において、こうした“空気”の存在こそ、まさしく語の真の意味において、“曖昧な制度”というべきものではあるまいか。制度そのものの持つ“曖昧性”というより、小文字の制度「きまり」を「ならい」と変換する過程における「ならわし」、「まなざし」の相互作用による“空気”が“曖昧性”をもたらす根源のようにも思われる。この“空気”とは、山本七平のかつての指摘を俟つまでもなく、日本社会にも汎通する事態であり、この限りにおいて、加藤の言う“曖昧な制度”とは日本にも存在する事態としても観察することができる。

最後に第三の疑問的を挙げるとすれば、加藤の言う「重複」とは、領域の重複、すなわち、“制度”が作動する領域の重複を意味するのではあるまいか。制度とは、本来的にその制度、とりわけ「紙に書かれた」制度としての（小文字の）制度規定は、対象とする作動領域を排他的に定めたものでなければならない。すなわち、制度と対象領域は一对一の対応関係が前提である。従って、加藤の言う「二重構造からなる複数の制度の重複」とは、つまり、それは制度そのものがコア/周辺関係を成すという制度の構造問題というより、寧ろ制度が各場面、各領域においてどのように作動するのか、制度の機能的側面の問題のようにも思われる。本来の制度設計の思惑がそのまま作動する場面もあれ

ば、上述した“空気”により、当初意図が何らかの形で修正、調整されることとなる領域もあるからである。それら制度の作動領域が各制度毎に重複錯綜することから、外部観察者にとっては、制度が“曖昧”という印象は拭い難いものとなる。

### “曖昧な制度”の独自性・汎用性

これらの“曖昧な制度”そのものに関する疑問に加えて、次には、“曖昧な制度”という概念の適用に最大の関心が寄せられることになる。すなわち、“曖昧な制度”の概念装置としての有用性である。

一般に、理論的な概念装置としては、ある特定の固有の特殊な事態・現象を記述 (describe) する装置としての側面とより一般的な事象を解析 (analyze) するユニバーサルな分析装置としての側面がある。果たして、“曖昧な制度”は特殊中国的諸事象に関する中国プロパーの記述概念なのか、それともより一般的な事象に対しても有用な分析装置なのか？

現代中国の「独自性」を見出そうとする加藤中国学において、“曖昧な制度”による中国事象の記述はどこまで成功裡に行われているか。逆に言えば、“曖昧な制度”という新たな中国記述概念を用いることなく、伝統的な経済学の知見、記述用具を用いた際に較べ、どこまでその描写力、説得力は向上しているのか？あるいは、そもそも伝統的な記述装置は「独自性に満ちた」中国的現象に対しては刃が立たない無力な存在なのであろうか？必ずしも、この点は判然とはしない。

加藤は、“曖昧な制度”とは、中国の伝統・風土・国情が育んだ独自のものとする一方で、「その国・地域が置かれた発展段階や自然・社会地理的条件によって自ずとその現れ方は異なる。「曖昧さ」の持つ優位性が発揮される領域が他の国・地域よりも格段に大きい」としている (p.31、傍点引用者)。“曖昧な制度”の「現れ方」が他の国・地域とは異なり、その「優位性発揮の領域」も他の国・地域とは異なるとあっ

ては、中国の独自性探求の中から発見された中国の“曖昧な制度”とは、決して中国固有の事態ではあり得ないことを意味する。敢えて一步譲って、何らかの中国の固有性、独自性を見出すとすれば、ユニバーサルな“曖昧な制度”の「現れ方」、そしてその「優位性発揮の領域」こそが中国において独自、固有であるというしかない。だが、それらは具体的にはどこに発見されるのであろうか。

他方において、加藤は、「ワルラス的パラダイムを超えた新パラダイム」の構築 (p.19) を構想しつつも、“曖昧な制度”のユニバーサルな分析装置としての有効性に関しては、否定的のようにも見える。「“曖昧な制度”は長い文化的伝統の下で中国が継承し、発展させてきたものだから、他国にそのまま適用できるものではない。おそらく他国への適用はむずかしいだろう」(p.210)。しかし、続けて、「“曖昧な制度”は、他国にとっての参照価値以上に重要な価値を含んでいる。これまでとは異なる枠組みで経済学を捉え直す、ある種の糸口を“曖昧な制度”が与えている…」(p.210)とも語り、その適用に関する可能性に期待を寄せる。“曖昧な制度”が、上述したように、“空気”の存在によってもたらされるものとの理解に立てば、少なくとも“空気”が律する日本社会にも適用を試みることで、加藤“曖昧な制度”の考証を行うことは十分可能であり、残されたわれわれのなすべき課題とも思われる。

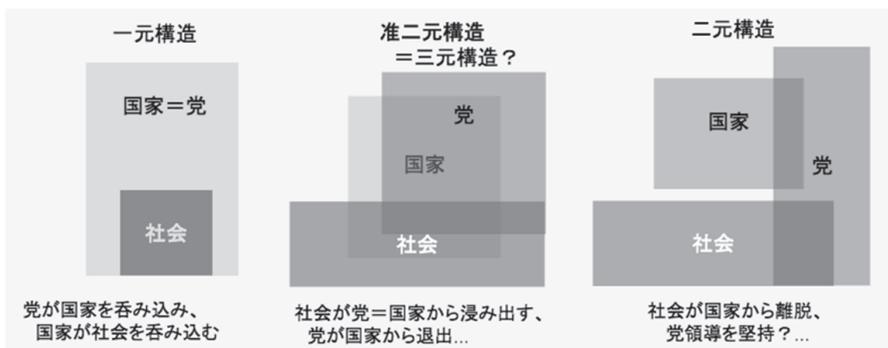
### “曖昧な制度”の時限性・過渡性

上述の通り、制度の排他性を前提とする限り、重複とは制度の作動領域の重複を意味することにならざるを得ないが、それは、制度の形成/精緻化による周辺の消滅を意味するのであろうか？すなわち、その際には、“重複”自体が消滅することになるのであろうか？従って、ここから“曖昧な制度”の時限性あるいは過渡性への疑問が生じることとなる。

この点を、加藤が寄せる“曖昧な制度”への第二の注目点としての、「暗黙の契約」(implicit contracts)に即して検討してみよう。加藤は、国家(正規領域)と社会(非正規領域)の中間に「ある種の中間的領域」を置く3領域を措定し、「国家と社会の間にある種の乖離が存在し、両者を大小さまざまな“曖昧な制度”がつかないでいる」(p.28)としている。だが、それは、社会=非正規領域の自律性の全き獲得により、最終的には、この“暗黙の契約”も消滅することとなるのではないか？すなわち、“暗黙の契約”が明契化するのではないだろうか？

われわれの理解するところの国家社会関係を図示すれば、図5の通りである。すなわち、われわれは、改革開放以前の国家社会関係とは、党が国家を呑み込むという「党・国家体制」の下、その国家が社会を呑み込むという一元的な構図という理解に立つ。だが、1970年代末以来の改革開放政策の進展を受けて、大きな変容が発生する。“党政分開”による「党・国家体制」内部の変質であり、これに加えて、“党企分開”

図5



による企業の自律性獲得を通じ、社会が党＝国家から“浸み出す”こととなり、いわば国家と社会の間に準二元構造が招来されることとなった。党アクターと国家アクターの分離の進行と共に国家と社会の分離が進行している。

こうした現状は、必ずしも国家と社会の二元構造、すなわち、両者の完全分離を意味するまでには至っていない。あくまで社会が国家に対し、自律の度合いを強めつつも、半ば依然依存しつつ、且つ国家もかつての“全面制圧”から「撤退」しつつも、自律化する社会に依存する側面を残すという意味合いで国家と社会が相互にもたれあう両者間の共棲状況が現時点の存在様態として観察される。

となれば、加藤が想定する国家（正規領域）と社会（非正規領域）の間の「ある種の乖離」もあくまで時限的な存在にして、社会サイドがより多くの自律性を獲得し続けることで“暗黙の契約”自体もより明示的なものへと変貌していくのではないだろうか。すなわち、それに伴い、国家と社会をつなぐものとしての“曖昧な制度”自体も、最終的には消滅するものとして、その時限性があらわになる。あくまで“曖昧な制度”とは、過渡的な存在様態にとどまるものではあるまいか。

## 2 適用事例としての腐敗論 記述概念としての有用性

“曖昧な制度”概念のうち、記述概念装置としての側面から、加藤は、現代中国における典型的なパラドキシカルな事象としての腐敗と経済成長の同時併存に関して、特に第6章をあてている。本章は、科学研究費基盤研究（A）「中国共産党に関する政治社会学的実証研究」（第1期および第2期）に加藤が研究分担者として参加、中南海研究会に対する最終的な研究成果をとりまとめた論考であるが、これを素材として、“曖昧な制度”の中国記述概念としての有用性、すなわち、現代中国における腐敗現象に対する“曖昧な制度”分析の有用性を検討することにしよう。

加藤は、「曖昧な制度」下の腐敗と成長の併存に焦点をあて、東アジアのパラドクスとレフ＝ハンチントン仮説、中兼「腐敗の逆U字仮説」を俎上に載せ、さまざまな検討を加えた上で、ウィードマンの腐敗の2類型論（「略奪型腐敗」と「開発型腐敗」）に依拠する形で、1). グレーな経済空間が広範囲に存在すること、2). 制度の精緻化が腐敗を一時的に増加させたこと、そして、3). 経済成長にビルトインされた一定数の腐敗の存在を指摘している。これらは、中国にあっては、共産党が政治的支配を維持するために、ビジネスエリートによる支持を得る必要はないとのウィードマンの指摘に基づき、中国の腐敗における「開発型腐敗」の存在を僅少なものと捉え、「略奪型腐敗」と高度成長の並存というもう一つのパラドクスを取り上げ、腐敗が成長を阻害しなかった要因を検討した結果である。

だが、そもそも「略奪型腐敗」と成長の並存とは、単に「略奪型腐敗」の規模を上回る高度成長の規模が達成されただけのストレートな結果ではあるまいか。更に、先にみた“曖昧な制度”のコア／周辺構造に立ち戻るならば、「グレーな経済空間が広範囲に存在」することとは、制度の精緻化不足、すなわち、“曖昧な制度”における「周辺」の残存を直截に意味するに過ぎず、また、「制度の精緻化が腐敗を一時的に増加」させたとの指摘も、時間の経過と共に「コア」の拡大により、“曖昧な制度”そのものが縮小してゆくことが含意されているのではないだろうか。

加藤は、「成長が続く限りは一定数の腐敗が必ず起きる…成長が止まったとしても、それは腐敗が原因ではない。成長が鈍化すれば、腐敗も減少する」（p.171）と結論付けているが、“曖昧な制度”が腐敗を引き起こしたのであれば、制度の精緻化、すなわち、“曖昧な制度”の縮小で腐敗そのものが消滅して行くことになるのではないか？

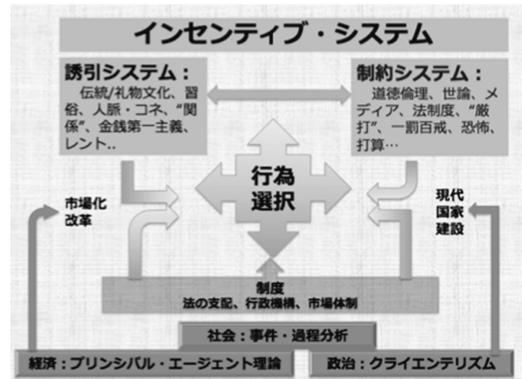
## 腐敗への視座

現代中国における腐敗とは、いくつかの錯雑なパラドクスを裡に含む極めて興味深い現象である。上述の経済の領域における成長発展と腐敗の同時並存というパラドクスのほか、政治の文脈からすれば、公平・公正、平等を志向する政治発展とその対極的事象の典型例としての腐敗が蔓延し、両者が共存する事態はまさにパラドクスである。また、腐敗の猖獗は、個人・社会の自律化、批判精神の高まりをもたらさずの社会発展ともパラドキシカルな関係にあるほか、腐敗の撲滅一掃を目指すいわゆる反腐敗運動がもたらす腐敗の増加も腐敗パラドクス・リストに加えてよいであろう。“シリアル・キラーの口封じ殺人”、すなわち、加藤も指摘するように、自らのこれまでの不正行為の露見を恐れて関係者への腐敗を更に行うことで腐敗が増加する可能性は否めず、また、“ヤクザ・デカ”なる謂に象徴されるように廉政建設部門、腐敗撲滅部局自体が腐敗の当事者という事情もある。加えて、現代中国の場合、反腐敗運動自体が権力闘争、政敵打撃の有力なツールという側面も否めない。

翻って、あらゆる世界に汎通的な腐敗現象に対しては、まずは、腐敗行為を誘引助長する諸要因と腐敗瀆職行為を思い留まらせる制約要因の2システムから捉え返す視座が必要であろう。中国の伝統としての礼物文化、人脈・コネ、“関係”に依存した人間関係形成の特性、あるいは近年にあっては“先銭看”と称される金銭第一主義の蔓延が前者の誘引システムを構成するのに対し、道徳・モラルの内的抑制、世論・メディアによる外部的制約に加えて、露見した際に待ち構える一罰百戒を意図した厳格な法制度への恐怖等は後者の抑制／ディスインセンティブ・システムを構成する諸要素であろう。

こうしたシステム論的アプローチに加えて必要とされるのが、制度論アプローチであり、まさしく“曖昧な制度”の出番はここにあるといってもよい。汚職＝独占権＋公務員裁量権－説明責任という Klitgaard (2000) の定式化に沿

図 6



い、“曖昧な制度”の現実相をそこに見出してゆく作業が今後は求められよう。そこには、行政機構の失陥（いわゆる mal-administration）、法制度・法執行の不足・歪みから、市場体制の未整備による行政独占による参入障壁としてのレント・シーキング（rent seeking）が腐敗をもたらす構造的要因として指摘される。まさしく、“曖昧な制度”そのものであり、財産権、所有権の不明確性という点に象徴的にかがわれる。主観的認知レベルのインセンティブ・システムを構成する外部環境要因として行政機関、司法・検察制度、市場体制等を「制度」として位置づけ、政治の領域からはクライエンテリズム理論、経済領域からはプリンシパル・エージェント理論、そして社会学分野からは過程・事件分析（孫立平）等を援用し、“曖昧な制度”を掲げ、その形成・整備状況を検討することがわれわれにとっての残された課題といえよう。

## おわりに

本セッションは、加藤弘之『中国経済学入門』という著作そのものを「報告者」とし、「加藤報告」に対し、各分野から4人がコメントを行うという仕掛けであった。頭記の通りの大胆な越境作業の成果としての重厚な「報告」に対して、ないものねだりの感も否めぬ異分野からのコメントを寄せることとなったが、何としても「報告者」自身によるいつものあの鋭いレスポンスが最早得られぬことには限りない寂しさが

ある。

ただ、偉大な越境者、加藤弘之のもうひとつの顔に優れた教育者であったという相貌がある。彼の恩師、藤本昭教授以来の神戸大学の知的伝統を継ぐ形で、“出藍”の彼自身の下から多くの研究者が輩出されている。とりわけ中国経済研究界における加藤門下の存在は大きく、特に名を記すまでもなく“越境”の伝統も豊かに拡がっている。更なる“出藍”が、この的外れのコメントを超越し、加藤“曖昧な制度”概念を更に一層精緻化してくれるであろうことを確信している。

畏友の冥福を祈り、筆を擱く。

#### 参考文献

- 柏祐賢（1986）『経済秩序個性論』（柏祐賢著作集）京都産業大学出版会
- 加藤弘之（2016）『中国経済学入門－「曖昧な制度」はいかに機能しているか』名古屋大学出版会
- 加藤弘之（2013）『「曖昧な制度」としての中国型資本主義』NTT出版
- 菱田雅晴編（2000）『社会：国家との“共棲関係”（現代中国の構造変動5）』東京大学出版会
- 村松祐次（1949）『中国経済の社会態制』（現代

経済学叢書〈第24〉）東洋経済新報社

- Klitgaard, Robert et al (2000), *Corrupt Cities: A Practical Guide to Cure and Prevention*, World Bank Institute
- Qian, Yingyi and Weingast, Barry (1997) 「制度と政府行動主義と経済発展：中国国有企業と郷鎮企業の比較」（和田義郎訳）青木昌彦・金滢基・奥野（藤原）正寛編、白鳥正喜監訳『東アジアの経済発展と政府の役割：比較制度分析アプローチ』日本経済新聞社
- Wedeman, Andrew (2012). *Double Paradox: Rapid Growth and Rising Corruption in China*, Cornell University Press
- Weingast, Barry (1995). “The Economic Role of Political Institutions: Market Preserving Federalism and Economic Development”, *The Journal of Law, Economics and Organization*, Vol.11 No.1
- Williamson, Oliver E. (2000). “The New Institutional Economics: Taking Stock, Looking Ahead,” *Journal Economic Literature*, Vol.38
- 山本七平（1983）『「空気」の研究』文藝春秋
- （ひしだ まさはる・法政大学）